

青梅市交通公園条例を廃止する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

所期の目的を達成したことにより、青梅市交通公園条例を廃止するとともに、青梅市公園条例に規定する都市公園として交通公園を追加したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市交通公園条例を廃止する等の条例

(青梅市交通公園条例の廃止)

第 1 条 青梅市交通公園条例（昭和 5 6 年条例第 2 6 号）は、廃止する。

(青梅市公園条例の一部改正)

第 2 条 青梅市公園条例（昭和 4 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 都市公園の表に次のように加える。

交通公園	東京都青梅市大門 3 丁目 1 4 番地の 3
------	-------------------------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例の施行前に第 1 条の規定による廃止前の青梅市交通公園条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 2 項に規定する使用の許可を受けた

者の使用料については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前の行為に対する旧条例第9条に規定する使用者の賠償については、なお従前の例による。

(免責に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前に発生した青梅市の責めによらない理由による損害に対する旧条例第10条に規定する賠償の免責については、なお従前の例による。